

平成23年度共済事業に関する懇談会における「意見・要望等」

平成24年1月号の共済だより石鏡(Vol.266)4頁でお知らせしました「共済事業に関する懇談会」につきまして、紙面の都合でご紹介できませんでした組合員の皆さま及び共済事務担当者の皆さまからの「ご意見・ご要望及び共済組合からの回答を掲載しますので、あわせてご覧ください。」

総則事項

Q 共済組合の事業費用に係る組合員の掛金と地方公共団体の負担金の負担割合は、基本的に50%ずつ折半負担することとなっておりますが、全国的に折半負担としていない自治体があればその状況を教えていただきたい。

A 共済組合の事業に要する費用の負担割合は、地方公務員等共済組合法で折半負担と定められております。本組合では、折半負担による掛金率及び負担金率に基づき算定された掛金及び負担金の報告を

自治体からいただいておりますが、他県の共済組合における折半負担でない状況については把握しておりません。

Q 自治体の財政が厳しいという点とで給料表の独自カットを行っている自治体が見受けられます。一つの市(町)の判断で給料表をカットすると、これによる掛金・負担金の減額分を他の自治体が負担することになります。給料表の独自カットを行った自治体に対し、掛金・負担金の減額分の負担をお願いすることができないか検討をお願いします。

A 給料表の独自カットにより給料額が減額された場合、減額後の給料により掛金・負担金を算定すると定められていることから、掛金及び負担金が減収となりますが、共済組合法上の関係もあり、当該自治体はその減額分を負担いただくことはできません。

Q 短期財源率が全国上位にあるのは、組合員数が少ないということも要因にあると思われるので、県民1000人当たりの組合員数を資料に加えていただきたい。

A 次回の資料に加えることで検討したいと思っております。

Q 掛金・負担金が毎年のように増えているが、掛金・負担金率はどうなのか教えていただきたい。

A 短期給付事業に必要な費用及び介護納付金の納付に必要な費用並びに福祉(保健)事業に必要な費用に充てるための財源率(掛金率及び負担金率)は、各組合において計算し、各組合の定款で定めています。

短期給付事業に係る財源率の算定方法は、本組合における短期給付事業に必要な費用(組合員・被扶養者の医療費・高齢者医療制度への拠出金等)を本組合の総報酬額(給料・期末勤勉手当。以下同じ)で除して算出した率となります。

この算定方法によりますと、総報酬額が低いと、必然的に財源率が高くなることとなります。本組合におきましては、市町村合併や団塊世代の方の退職などが影響し組合員が減少したこと、また一方で給料や期末手当等の減額などにより、収入増を期待できない状況となっておりますし、剰余金もありませんので、厳しい状況が続いております。介護納付金の納付に必要な費用

に係る財源率の算定方法は、厚生労働大臣告示により諸係数が示され納付額が決定されますので、この納付金を本組合の40歳以上65歳未満の組合員の総報酬額で除して算出した率となります。

なお、介護保険制度においては、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者)に該当する40歳以上65歳未満の組合員を対象として介護掛金と負担金が徴収されます。

福祉(保健)事業に係る財源率につきましては、本組合における保健事業に必要な費用(人間ドック等厚生事業費用、事務費等)を本組合の総報酬額で除して算出した率となりますが、平成15年度の総報酬制以降、財源率の変更はいたしておりません。

また、長期給付事業に係る財源率につきましては、地方公務員共済年金制度だけでなく、国家公務員共済年金制度も合わせた全国の公務員を一つの財政単位として計算し、全体の収入と支出がおおむね100年間にわたって均衡を保つことができるよう算定されており、少なくとも5年毎に保険料率の再計算(財政再計算)を行い、地方公務員共済組合連合会定款で定めることとされています。

現在、平成21年9月から平成25年9月の引き上げ分について定められており、次回、財政再計算は平成26年となります。

Q 愛媛県の掛金の標準となる給料は全国的に下位にあります。このような実態がわかる資料を市町長にも提示していただきたい。

A 市町長である組合会議員の皆さまには、本組合の予算及び決算に係る組合会等において、資料を提示し、実態を報告しております。

Q 短期財源率が高くなる要因の一つに愛媛県の掛金の標準となる給料が全国的に低いことがあげられることから、共済組合から市町長に対して、給料の引き上げを要望することはできないか。

A 給料に関しましては、これまでも組合会の決議で取り上げ、各自治体を訪問し、市町長さんに本組合の財源率と給料の状況等につきまして説明をさせていただき、給料の引上げを要望した経緯もあります。このことにつきましては、時代の流れの中で、難しい点もあるかと思いますが、今後、組合会議員の皆さまと検討させていただければと思います。

Q 任意継続組合員となった者について「組合員資格証明書」及び「掛金振込依頼書」を元の所属所を経由して該当者に送付するようにされているが、共済組合から該当者に直接送付していただけないか、検討をお願いしたい。

A 退職者に関する任意継続組合員制度への加入手続につきましては、退職時の所属所を経由して行っていたいておりますので、処理結果をお知らせする意味も含めまして、所属所に「組合員資格証明書」等の書類を送らせていただいております。なお、今後の送付方法につきましては、共済事務担当者の皆さまのご意見もお伺いしながら検討していきたいと思っております。

Q 共済組合と財団法人愛媛県市町村職員互助会の事業内容の違いがよくわからないので、次回から互助会事業について説明をしていただくか、互助会事業に関する資料を加えていただきたい。

A 互助会との共同開催も含めて検討したいと思っております。

Q 組合員証のカバーが汚損した場合、新しいカバーと交換していただけないでしょうか。

A 組合員証のカバーが汚損した場合、ご連絡いただければ新しいカバーと交換しております。

合は、ご連絡いただければ新しいカバーと交換しております。

Q 共済組合から所属所への通知文書には担当者名、担当係名及び電話番号の記載がない文書がありますが、電話で問い合わせたいときに有効なので記載していただけないでしょうか。

A 担当課（係）への問い合わせなどが発生すると思われる文書につきましては、記載したいと思っております。

Q 共済組合担当課のeメールを活用し、現在紙ベースで郵送される簡易文書や質問などをメールで送信することができれば、郵券代の削減にも繋がるのではないかと考えていますので、eメールの有効活用を検討いただきたい。

A メールによる質問・簡易文書の送信なども受け付けておりますのでご利用いただければと思います。本組合からの返信につきましては、メール以外の方法による場合もありますのでご了承ください。

短期給付関係

Q 短期経理の欠損金と欠損金補てん積立金の内容について教えてください。

いただきました。

A 欠損金は、決算における収支の結果、損失金を生じた場合、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金で補てんしきれず翌年度に繰り越すこととなったものがあります。また、欠損金補てん積立金は、将来の欠損金の補てんに充てるため、当該事業年度の利益金を一定の金額に達するまで積み立てなければならずと規定されており、短期経理については、当該事業年度を含む過去3年間における短期給付の平均請求額の10パーセントに相当する金額が積立金の限度額となります。

しかし、本組合は、平成18年度以降、全国市町村職員共済組合連合会が実施する財政調整事業及び特別財政調整事業の適用により調整交付金の交付を受けておりますので、利益金が生じた場合、当該額を連合会に返還しなくてはならないことから、欠損金補てん積立金を限度額まで積み立てできない状況となっております。

保健事業関係

Q 地方公共団体は事業主として職員の定期健康診断が義務付けられているので、職場の定期健康診

貯金事業関係

断の代わりに人間ドックを利用した場合は、その費用の一部を地方公共団体に負担してもらい、共済組合の負担を軽減することはできないのかお伺いします。

A 保健経理も大変厳しい財政状況が続いていることから、事業者健診と人間ドックの受診が重複しないよう調整を図ることとして、人間ドックの受診をもつて事業者健診の受診に代えることとした場合、平成21年度から定期健康診断負担金として、人間ドック利用者1人当たり5,494円(平成23年度措置額)を人間ドック費用の一部として負担いただいております。

Q 共済事務を担当していますが、人間ドックの利用申込が年1回(前年12月頃)となっており、所属内での周知が育児・病休などの方に行き届かなく、申込みが漏れることがあるので、追加申込みができないかお伺いします。

A 所属所での周知等の事務に遺漏があり、本人が申し込みの機会が得られなかったような場合は、状況により配慮できる場合がありますのでご連絡ください。

Q 今年度から物資事業に要する資金を段階的に貯金経理から借入れ、年金資金への借入利息を減らすということですが、国債などで運用するよりも共済組合の経理内で有利な運用ができるのならば双方にメリットがあるので積極的にしていただきたい。また、貸付事業に要する資金についても同様の方法ができるよう制度改善の要望をお願いしたい。

A 物資事業は、利用者の減少に加え貸付事故に対する保険料の増大などから大変厳しい事業運営となっております。そのため、組合会議員の皆さまにご協議いただき、年金資金から年2.4%で借り入れ、段階的に貯金経理から年1.2%の借入れに振り替えることとしていきます。なお、貸付事業に要する資金の借入先は、総務省が示しております貸付準則で年金資金からの借入れに限定されていますので、現時点では、貯金経理からの借入れはできないこととなっております。

Q 任意継続組合員に係る共済貯金の通知(払戻し、臨時増額、残高)は、元の所属所を経由して該

当任意継続組合員に送付しているが、直接共済組合から送付していただけないか、検討をお願いしたい。

A 検討させていただきます。